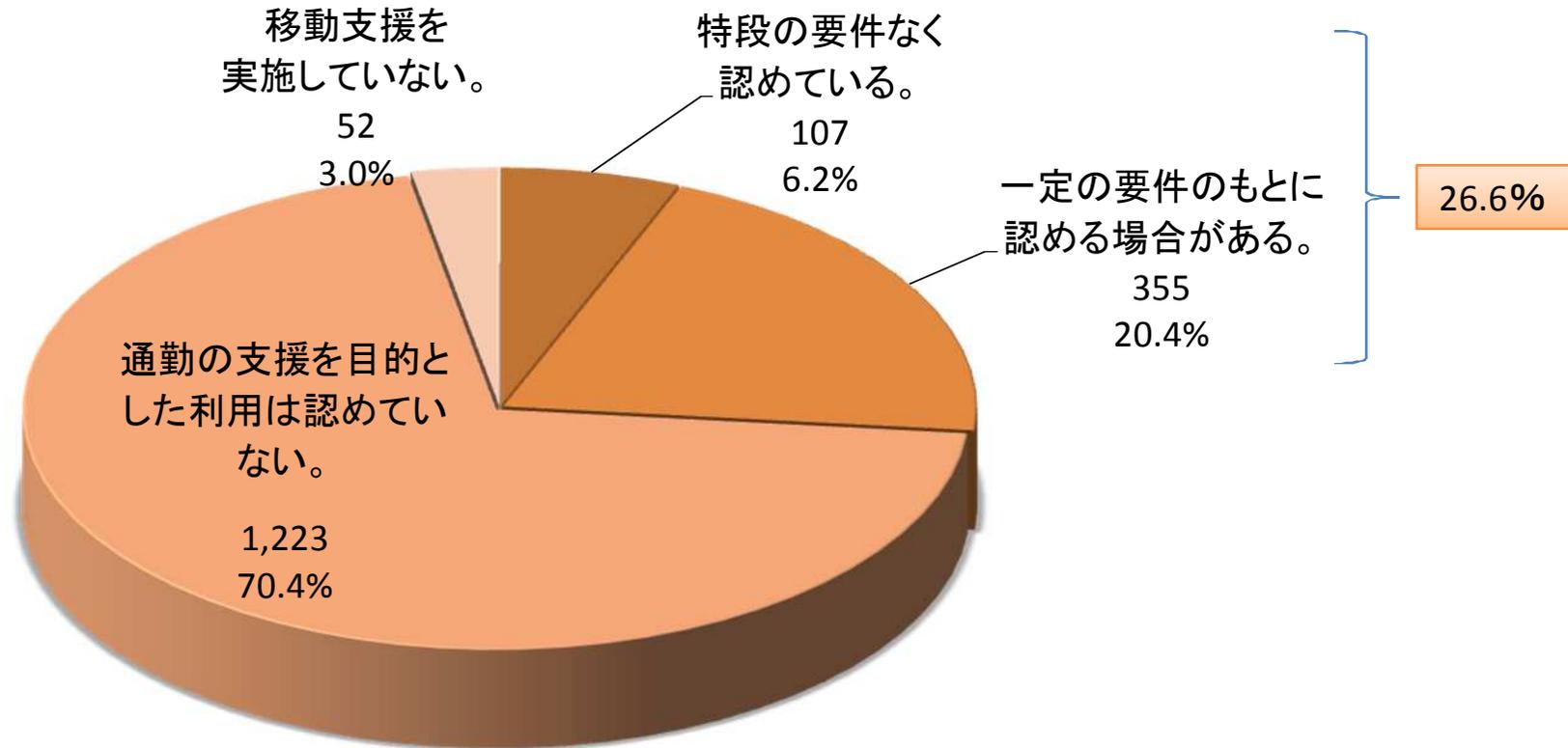


地域生活支援事業の移動支援による「通勤」の支援状況

通勤支援については27%の市町村で事業化しており、訓練等の要件を設けている市町村は20%



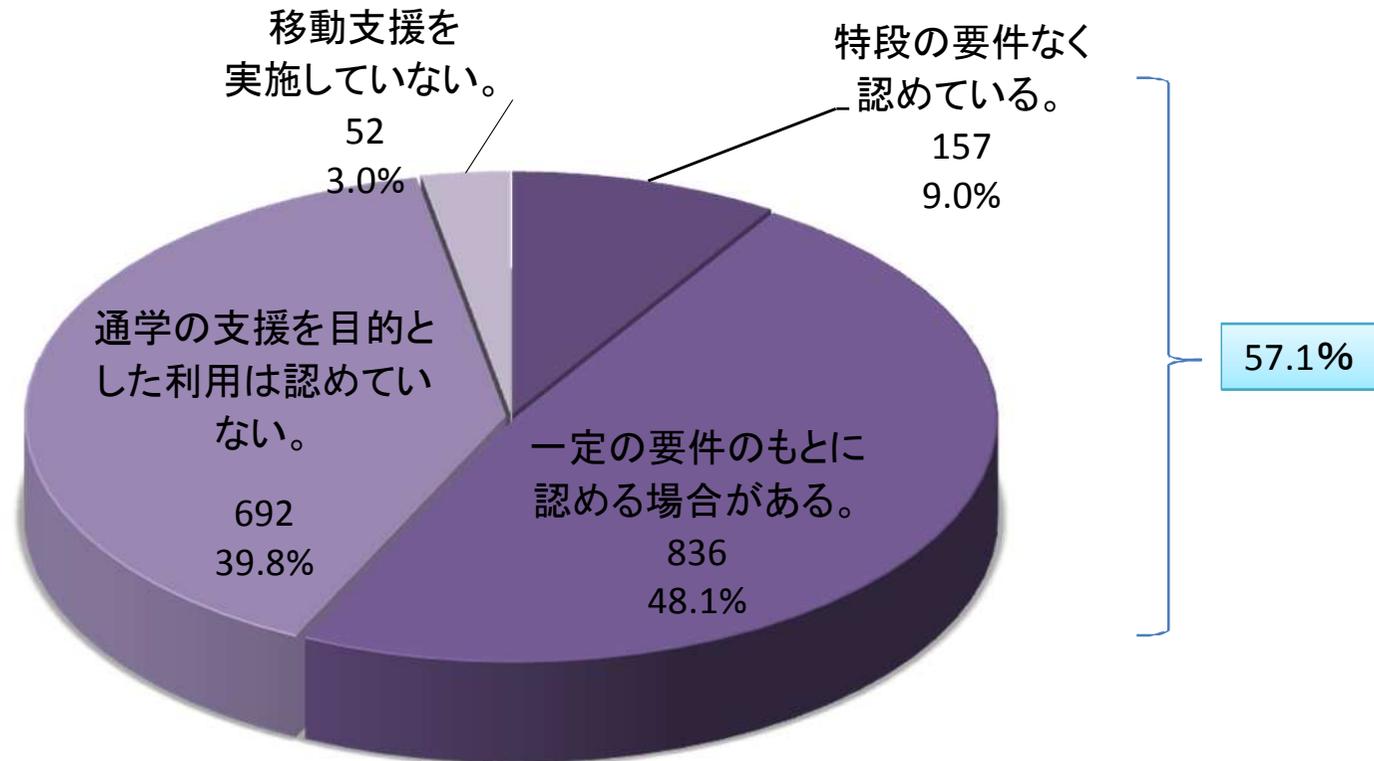
N=1,737市町村(1広域連合含む。)

認める場合の主な要件

- ・介護者の疾病、入院等により一時的に通勤時の介助が困難となった場合 (219市町村、61.7%)
- ・通勤ルートを知るための訓練として、一時的に利用する場合 (187市町村、52.7%)
- ・その他

地域生活支援事業の移動支援による「通学」の支援状況

通学支援については57%の市町村で事業化しており、訓練等の要件を設けている市町村は48%



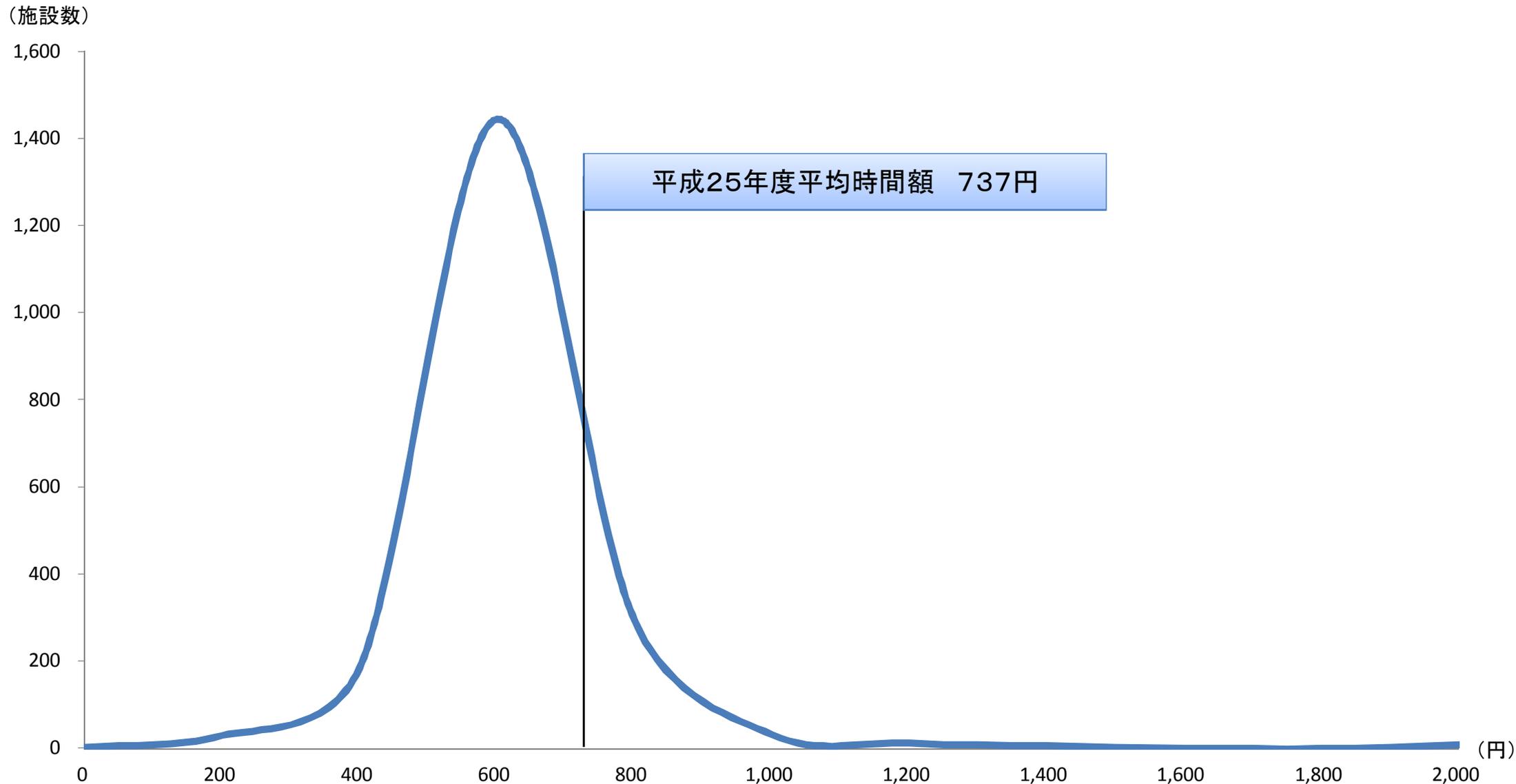
N=1,737市町村(1広域連合含む。)

認める場合の主な要件

- ・保護者の疾病、入院、出産等により一時的に送迎が困難な場合 (674市町村, 80.6%)
- ・通学ルートを知るための訓練として、一時的に利用する場合 (277市町村, 33.1%)
- ・保護者の就労により送迎が困難な場合 (198市町村, 23.7%)
- ・その他

就労継続支援A型における平均賃金(平成25年度時間額)の状況①

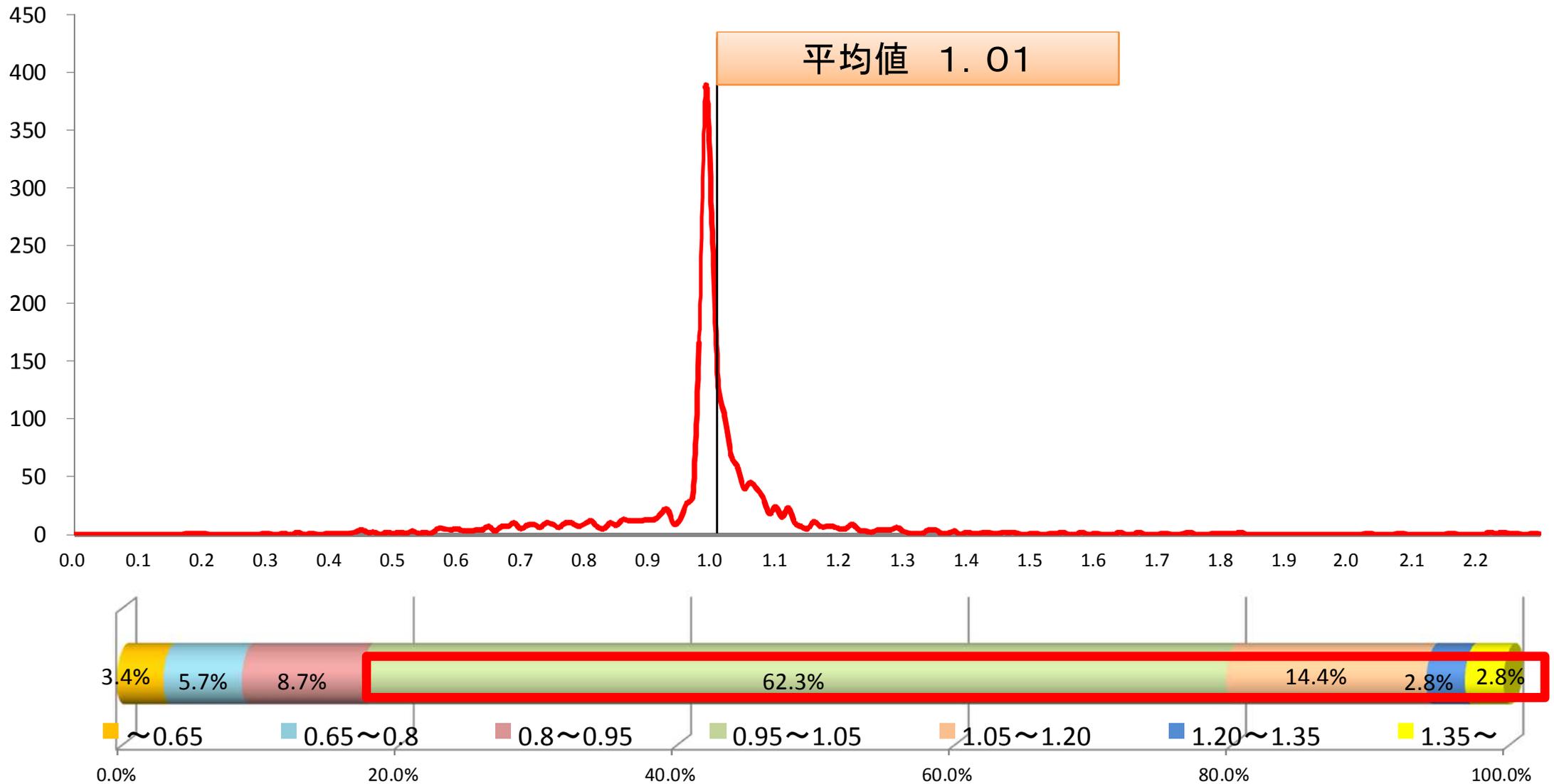
○ 就労継続支援A型における平均賃金(時間額)の分布を見ると、600円程度の施設が多くなっている(中央値は719円)。



就労継続支援A型における平均賃金(平成25年度時間額)の状況②

○ 各都道府県により最低賃金は異なることから、各都道府県の最低賃金を1とした場合の各事業所における平均賃金の平均値は1.01であり、8割強の事業所がおおむね最低賃金以上となっている。

(施設数)



(参考)平成25年度地域別最低賃金改定状況

平成25年10月7日現在

都道府県名	最低賃金時間額 (円)	都道府県名	最低賃金時間額 (円)
北海道	734	滋賀県	730
青森県	665	京都府	773
岩手県	665	大阪府	819
宮城県	696	兵庫県	761
秋田県	665	奈良県	710
山形県	665	和歌山県	701
福島県	675	鳥取県	664
茨城県	713	島根県	664
栃木県	718	岡山県	703
群馬県	707	広島県	733
埼玉県	785	山口県	701
千葉県	777	徳島県	666
東京都	869	香川県	686
神奈川県	868	愛媛県	666
新潟県	701	高知県	664
富山県	712	福岡県	712
石川県	704	佐賀県	664
福井県	701	長崎県	664
山梨県	706	熊本県	664
長野県	713	大分県	664
岐阜県	724	宮崎県	664
静岡県	749	鹿児島県	665
愛知県	780	沖縄県	664
三重県	737	全国加重平均額	764

障害者の障害種別・労働時間別の平均賃金

○週所定労働時間別平均賃金(きまって支給する給与)

(単位:千円)

	全 体	30時間以上	20時間以上 30時間未満	20時間未満
身体障害者	22万3千円	25万1千円	10万7千円	5万9千円
知的障害者	10万8千円	13万円	8万7千円	3万5千円
精神障害者	15万9千円	19万6千円	8万3千円	4万7千円

出典:障害者雇用実態調査結果報告書(平成25年度)